

○保育の必要性項目 ※1

児童氏名 _____

番号	保護者の状況	細目	基本指数	父	母
1	就 労	月実働140時間以上就労	10		
		月実働120時間以上140時間未満就労	9		
		月実働100時間以上120時間未満就労	8		
		月実働80時間以上100時間未満就労	7		
		月実働60時間以上80時間未満就労	6		
		就労先確定 ※2	5		
3	妊娠・出産	出産予定日の6週間前を超えた月の初日から出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間で、分娩・休養のため保育に当たることができない場合	10		
4	保護者の疾病 ・ 負傷・心身障がい	疾病・負傷により常時臥床または2週間以上の入院 切迫流産等は「疾病」とする ※3 重度の心身障がい	10		
		・ 身体障がい者手帳1・2級(聴覚障がい3級を含む)の交付を受けている場合	10		
		・ 療育手帳の交付を受けている場合			
		・ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている場合	8		
		・ 身体障がい者手帳3・4級の交付を受けている場合	6		
・ 身体障がい者手帳5・6級の交付を受けている場合	8				
疾病・負傷の治療や療養のため、2週間以上の自宅での安静加療を指示されている場合	8				
5	介護・看護 ・ 病院等居宅外での介護・看護 ・ 居宅内での介護・看護 (通院・通所の付添いを含む。)	介護・看護に要する日数及び時間をもとに、番号1の細目(時間)を準用	10~6		
		通院・通所に要する時間を含め、介護・看護に要する日数及び時間をもとに、番号1の細目(時間)を準用[ただし、介護サービス等が利用できる時間は除く]	10~6		
6	災害復旧	災害等家屋の損傷・その他災害復旧のため、保育に当たれない場合	10		
7	就学	卒業後就労を目的とし、職業訓練校や大学等へ通学する場合、休憩及び通学時間を除き、保育に当たることができない日数及び時間をもとに、番号1の細目(時間)を準用	10~6		
8	求職活動等	求職活動のため、外出することを常態としている場合	3		
			小計		

◎同点選考優先基準(1から順に)

1. 育休明けに預ける場合、職場復職年月日が早い方は、遅い方に優先
2. 施設利用申込書における保育施設の希望順位が高い方が優先
3. 全員就労中の世帯は、就労予定の方がいる世帯に優先
4. 保護者2人の通常1か月の就労合算時間が、長い世帯は短い世帯に優先
5. 主たる保護者の就労状況について、家庭外の世帯は家庭内の世帯に優先
6. 入所月において、世帯の未就学児の人数が多い世帯は、少ない世帯に優先し、同数の場合は、未就学児童の入所月での月齢を合算して少ない世帯は多い世帯に優先
7. 町内に祖父母がいない世帯は、町内に祖父母がいる世帯に優先

※1. 保育の必要性項目(表面)は、複数の項目に該当する場合でも1つの項目のみで判断

※2. 入所希望月初日に勤務を開始しない場合

※3. 入所希望月の初日時点で期間を判断

※4. 入所申込締切日時点で判断

○加算項目

番号	状況	細目	基本指数	父	母
9	虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要	・被虐待児童については、児童虐待の防止等に関する法律に基づく配慮 ・その他、町長が特別に認める保育事由がある場合	120		
10	ひとり親家庭	・母子及び父子世帯である場合 ※4	100		
11	生活保護世帯	・就労による自立支援につながる場合等 ※4	40		
12	小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童	・卒園後も保育が必要であり、4月から転園する場合	40		
13	2歳児で卒園する保育所に入所している児童が卒園	・卒園後も保育が必要であり、4月から転園する場合	40		
14	広域保育利用者が町内保育所へ転園	・他市町村の保育所を広域利用中の児童が、町内の保育所への転園を希望する場合	40		
15	育児休業明け	・育児休業を取得しており、復職する場合	30		
16	兄弟姉妹(多胎児を含む)が同時期に保育施設等の利用を希望	・きょうだい同時申込で同じ園を希望する場合 ・兄弟姉妹が現在通っている園を希望する場合 ・上記2点以外の場合で、未就学の兄弟がいる場合	20(確定) 20 10		
17	保護者の就労状況	・町内保育施設の定員枠に関わる仕事に従事している場合(予定者も含む) ・1年以上継続して勤務している場合 ※3	20 5		
18	保護者の疾病	・4週間以上入院している場合 ※3	10		
19	子どもが障がい有する	・集団保育が可能な状態であり、身障(1・2級)、療育(A1・A2・B1)である場合	10		
20	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い	・10「ひとり親家庭」に該当する場合は加算しない	10		
21	家庭の状況	・父母のうち1人が単身赴任等で別居している場合 ・父母両方が不在の場合 ・同居の祖父母の保育できない理由が求職	10 -3		
22	現在の保育状況	・認可外保育施設・託児施設・知人宅(別居の祖父母含む)等で保育(一時保育の利用を含む) ・同居の65歳以上の祖父母・または病弱な祖父母が保育 ・就労(介護・看護)しながら保育	5 3		
23	保育料滞納	・入所児および卒園児の保育料に滞納がある(3か月以上)	-10		
			小計		
			総合計		
			受付職員		

マイナンバー	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード	身分証	<input type="checkbox"/> 運転免許証
	<input type="checkbox"/> 通知カード		<input type="checkbox"/> パスポート
	<input type="checkbox"/> 住民票の写し		<input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> その他		
	()		()

<input type="checkbox"/> 母子手帳確認	<input type="checkbox"/> 育休以外の場合の保留の対応
<input type="checkbox"/> ならしの対応確認	}
()	
<input type="checkbox"/> 受付簿の記入(4月入所のみ)	